

プロジェクト **企業会計基準諮問会議からの報告**

項目 **新規テーマに関する提言等**

---

別紙は、2025 年 7 月 11 日に開催された第 54 回企業会計基準諮問会議で決定された貴委員会への新規テーマに関する提言等である。

(別紙)

2025年7月24日

企業会計基準委員会  
委員長 川西 安喜 殿

企業会計基準諮問会議  
議長 石原 秀 威

### **企業会計基準諮問会議 新規テーマに関する提言等**

2025年7月11日に開催された第54回企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）において審議の結果、以下のとおり、企業会計基準委員会の審議テーマに関する提言等を取りまとめましたので、ご検討賜りますようお願い申し上げます。

#### **I. 新規テーマに関する提言：排出量取引制度に係る会計上の取扱い**

排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて検討することを貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

(提言の経緯)

1. 排出量取引制度の法定化が進められている中、法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者の会計処理の検討が経済産業省から提案された。具体的に想定される論点として次が示されている。
  - (1) 排出枠の取得に係る会計処理（資産の認識及び測定）
  - (2) 排出枠償却時点で、排出実績と等量の排出枠を保有する義務に係る会計処理（負債の認識及び測定や引当金の計上）
  - (3) 開示要求事項

なお、実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」で整理されている排出量取引の会計処理と今回の検討との関係の整理も要望された。

2. 本テーマについては、詳細を定める政省令等が未確定であり、適時に基準開発を行う点について難しさがあると考えられる。しかし、基準開発の必要性が明らかである点及び政省令等の確定後における時間的な制約を考慮し、検討の開始時期及び検討を行う順序

について貴委員会に委ねた上で、新規テーマとして提言することを基準諮問会議事務局として提案した。

3. その結果、特段の異論は聞かれず、議長としてコンセンサスが得られたと判断し、貴委員会に本件を新規テーマとして提言することとした。

## II. 意見聴取の依頼：のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更の提案について、これらの提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかの意見聴取を貴委員会に依頼いたします。その際、11月開催予定の基準諮問会議までに主にスタートアップの関係者の意見聴取を行うこと、貴委員会のリソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることを依頼します。なお、テーマの提言に関する判断や評価を依頼するものではなく、当該判断や評価は基準諮問会議で行います。

(依頼の経緯)

4. のれんの現行の会計処理について、経済同友会他12団体、スタートアップ有志35社及び企業経営者有志138名から次の改正が提案されている。

### (1) のれんの非償却を導入（選択制）

のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。

### (2) のれん償却費の計上区分変更

現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用又は特別損失に計上する。

5. これらの提案は現行の取扱いの大きな見直しにつながるものであり、提案により会計基準の改善が見込まれるかどうかについて関係者の意見聴取を進めることが適切と考えられた。このため、基準諮問会議事務局として、まず問題意識が聞かれているスタートアップの関係者に対する意見聴取を進めることを提案した。また、提案者が要望している検討のスピード感も考慮して貴委員会に意見聴取を依頼することを提案した。その際、意見聴取の依頼は、テーマの提言に関する評価や判断を依頼するものではなく、当該評価や判断は基準諮問会議で行う点を明確にした。
6. その結果、貴委員会に意見聴取を依頼することについて特段の異論は聞かれず、貴委員会に本件に関する意見聴取を依頼することとした。一方で、スタートアップの関係者の

**審議事項(1)-2**

意見聴取を進めることについては、複数の基準諮問会議委員からより幅広い関係者への意見聴取が必要であるとの指摘があった。このため、11月開催予定の基準諮問会議までの時間的制約を考慮して、まず主にスタートアップの関係者の意見聴取を行った上で、貴委員会のリソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることを依頼することとした。

以 上